

## 第2章 肝疾患にかかる制度

### 問題

肝疾患に関する制度について、正しいものをすべて選びましょう。

- a) 肝疾患診療連携拠点病院は各都道府県に1か所以上設置され、肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たしています。
- b) 肝炎治療特別促進事業では、ウイルス性肝炎の他、自己免疫性やアルコール性の慢性肝疾患も助成対象となります。
- c) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象者であるかどうかを確認するには、世帯収入だけでなく年齢もあわせて確認しなければなりません。
- d) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の肝炎初回精密検査の対象となるのは、自治体が行う健康診断、保健所が行うウイルス検査、職域の健康診断の3つです。
- e) ウイルス性肝炎重症化予防推進事業の肝炎定期検査費用の助成は、抗ウイルス治療が終了するまでの期間が対象です。

### 回答・解説

a) **正解**

厚生労働省は2007年に「肝疾患診療連携拠点病院」を各都道府県に原則1施設ずつ認定し、専門的な医療の提供、地域の病院との連携、相談支援や啓発活動を強化する仕組みを導入しました。肝炎対策基本法では9つの指針を策定し、ウイルス性肝炎の予防、早期発見、治療、医療提供体制の整備、患者支援など、総合的な方針が盛り込まれています。

b) **間違い**

肝炎治療特別促進事業は都道府県が実施主体となる制度で、助成の対象はB型およびC型慢性肝疾患の抗ウイルス治療(インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤)に限ります。

c) **正解**

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業は高額療養費制度を前提として制度設計されているので、対象者は年齢区分ごとに所得区分が決められています。よって年齢と世帯年収をどちらも確認しなければ対象者かどうか判断できません。

d) **間違い**

ウイルス性肝炎重症化予防推進事業の肝炎初回精密検査の対象は、自治体が行う健康診断、保健所が行うウイルス検査、職域の健康診断に加え、令和2年4月1日より妊婦健診、手術前検査で陽性となった方も対象になりました。

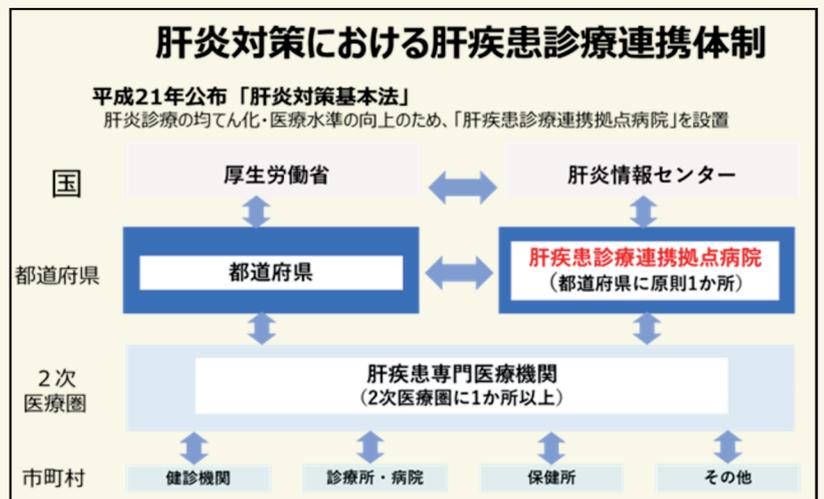
e) **間違い**

ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の肝炎定期検査費用の助成は、初回の精密検査を受けた後の検査、肝炎治療終了後に定期的に受ける検査も含まれます。

## 肝Coに必要な知識

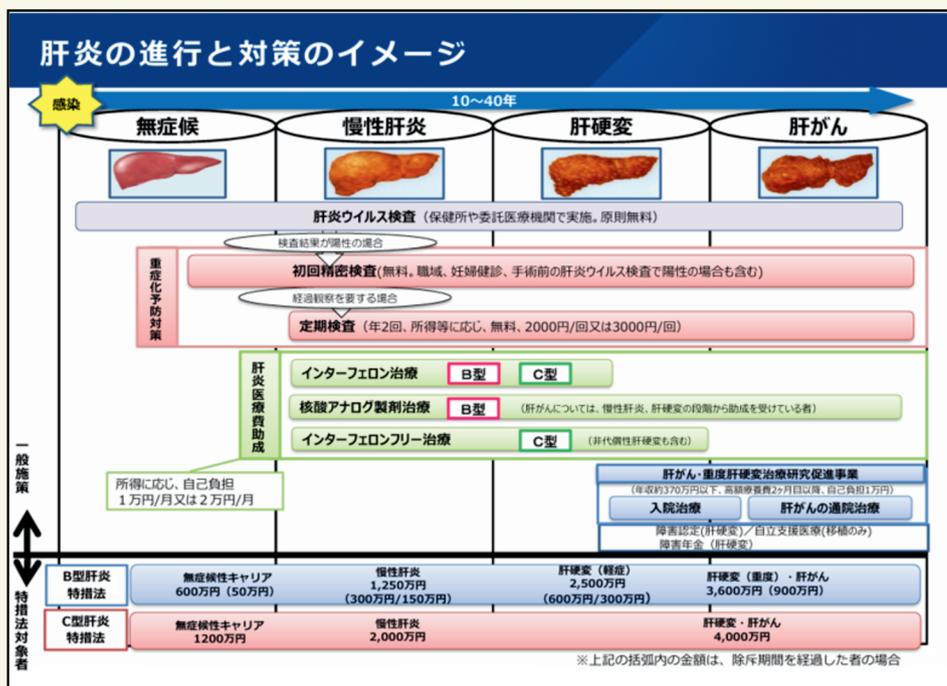
### ◆ 肝炎対策基本法(拠点病院、肝疾患相談支援センター等)

日本では長年、B型・C型肝炎による肝硬変や肝がんが重大な健康課題となってきました。そのため「肝炎対策基本法」や「肝炎対策基本指針」に基づき、全国の都道府県に少なくとも1か所の肝疾患診療連携拠点病院(以下、拠点病院)が設けられ、拠点病院内に肝疾患相談支援センターが順次設置されました。拠点病院は肝疾患の診療・相談・支援の中核的役割を担っています。



(文献1より引用改変)

またB型・C型肝炎の検査、治療および肝硬変や肝がんに至るまで、病態に応じ様々な医療費助成制度が整備されています。

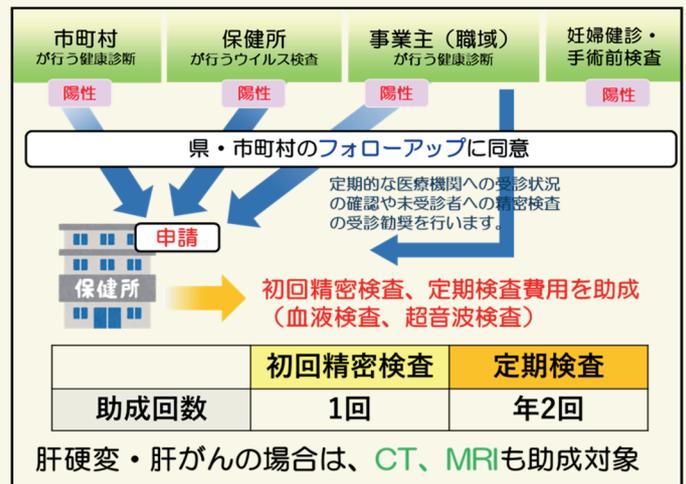


(文献2より引用)

## ★ ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

### ◆ 初回精密検査費用の助成

1年以内に医療機関等で実施した肝炎ウイルス検査(職域、妊婦健診及び手術前の肝炎ウイルス検査)、保健所又は市町村が実施した肝炎ウイルス検査において陽性と判定された後、陽性者のフォローアップに同意した方で、初めて医療機関で受ける精密検査が対象となります。初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料、肝炎に関する血液検査のほか、腫瘍マーカーや超音波検査も含まれます。



(執筆者作成)

### ◆ 定期検査費用の助成

1年度2回の検査が対象となります(初回精密検査を含む)。助成の対象者と自己負担の限度月額、住民税非課税世帯に属する者は無料、市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する者は1回につき慢性肝炎 2,000円、肝硬変・肝がん 3,000円となります。肝硬変・肝がん(治療後の経過観察を含む)の場合は、超音波検査に代えてCT又はMRIも対象とすることができます(造影検査も対象)。無症候性キャリアは対象外です。

## ★ 肝炎治療特別促進事業(医療費助成制度)

肝炎治療特別促進事業は、B型およびC型ウイルス性肝炎に対する抗ウイルス治療(インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療)にかかる医療費を、公費で助成し、治療の早期開始を促進するための国の制度です。世帯所得に応じ、自己負担限度月額は1万円または2万円に軽減されます。



厚生労働省HP

## ★ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型またはC型肝炎ウイルスによる肝がんや重度肝硬変(非代償性肝硬変)と診断された方が対象です。世帯年収が概ね370万円以下(都道府県により詳しい基準が定められています)の方が対象になります。過去24か月以内に「高額療養費算定基準額」を超える医療を受けた月が複数回ある場合、2回目以降の対象月にかかる医療費の自己負担を1万円に軽減します。指定医療機関の受診が必要です。入院治療およびその関連医療(手術、検査、薬剤など)、外来治療では、分子標的薬、肝動注化学療法、粒子線治療なども含まれます。

- ✓ B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者
  - ✓ 年収370万円以下
  - ✓ 入院治療
  - ✓ 外来治療
- 分子標的薬
  - 免疫チェックポイント阻害薬
  - 肝動注化学療法
  - 粒子線治療

### ◆ 肝がん

通院：「分子標的薬を用いた化学療法」又は「肝動注化学療法」  
手術：肝切除術、肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法、血管塞栓術等  
薬剤：化学療法剤、鎮痛薬(モルヒネ等)、他

### ◆ 重度肝硬変(非代償性肝硬変)：

手術：食道・胃静脈瘤手術、内視鏡的胃・食道静脈瘤結紮術等  
薬剤：肝性浮腫・腹水、難治性腹水でトルパタン等を使用している場合  
肝性脳症で脳症の改善の効能効果を有する薬剤を使用した場合等

指定医療機関に入院または通院し、医療費が高額療養費の限度額を超えた月が過去24カ月で2回目から自己負担額が月1万円となる。



(執筆者作成)

## 身体障害者手帳制度

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して交付されます。  
平成22年4月に「肝機能障害」が身体障害者手帳の交付対象範囲に追加されました。  
※利用できる福祉サービス等は等級や自治体によって異なるため、  
住民票のある自治体窓口にご相談ください。



厚生労働省HP

### 【肝機能障害の認定基準】

- ・主として肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類によって判定します。
- ・グレードC(10点以上)の方に加えて、90日以上の間隔をおいた検査で連続して2回以上グレードB(7点以上)に該当する方が、身体障害者手帳の交付対象となります。
- ・ただし、診断前の6か月間にアルコールを摂取している方は対象とはなりません。

### 等級

- ・障害の程度により、1級～4級までの手帳が交付されます。
- ・1級・2級の要件は、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上となります。
- ・肝臓移植を行った方は、1級の手帳が交付されます。

<Child-Pugh分類>			
	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度 (I・II)	昏睡 (III以上)
腹水	なし	軽度	中等度以上
血清アルブミン値	3.5 g/dl超	2.8～3.5 g/dl	2.8 g/dl未満
プロトロンビン時間	70 %超	40～70 %	40 %未満
血清総ビリルビン値	2.0 mg/dl未満	2.0～3.0 mg/dl	3.0 mg/dl超

表の5項目の合計点数により3段階（グレード）に分類します。

- ・グレードA 5～6点
- ・グレードB 7～9点
- ・グレードC 10～15点

(執筆者作成)



## 肝Coの対応ポイント

- ◆ 制度案内のポイントは、必要なタイミングで必要な制度をご紹介できると、患者さんの力になります。
- ◆ 制度は対象者や内容が複雑なこともありますが、はじめから完璧に覚える必要はありません。説明資料を見ながら患者さんと一緒に確認することで、自然と知識も身につけていきます。
- ◆ まずは「制度という選択肢がある」ことをお伝えするだけでも、大きな支えになります。

## 参考文献

1. 肝炎対策における肝疾患診療連携体制 R7年3月7日 第35回肝炎対策推進協議会資料1国及び地方自治体の取組状況について P49
2. 肝炎の進行と対策のイメージ R7年3月7日 第35回肝炎対策推進協議会資料1 国及び地方自治体の取組状況について P4
3. 厚生労働省ホームページ